

議案第 2 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する  
規則の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を次の  
ように定める。

令和3年2月17日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市教育委員会規則第 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定により、市が設置する小学校、中学校及び幼稚園の児童、生徒及び幼児（以下「児童生徒等」という。）の保護者から徴収する災害共済契約に係る共済掛金（以下「共済掛金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額等)

第2条 児童生徒等の保護者（法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下同じ。）から徴収する共済掛金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小学校又は中学校 児童又は生徒1人につき年額460円。ただし、児童生徒等の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に該当する場合は、児童又は生徒1人につき年額20円

- (2) 幼稚園 幼児1人につき年額200円

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒等の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、経済的理由により共済掛金を徴収しない。

- (1) 要保護者
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認める者

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 提案理由

学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病等）に対応するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を締結し、その掛金を学校の設置者である市と保護者が折半して負担しており、要保護及び準要保護世帯に対しては保護者の負担を市が免除した上で負担し、日本スポーツ振興センターが免除額の2分の1を市に補助している。

このことについて、令和元年8月に会計検査院から、日本スポーツ振興センターが補助を行うに当たり、各設置者が定める規則等により保護者負担額を定めた上で、要保護及び準要保護世帯については当該負担額を免除する旨の規定がなされている必要があるとの指摘があったことから、これに対応するため、本規則を制定しようとするもの。